

第23回かながわ自殺対策会議

平成30年7月18日（水）

産業貿易センタービル B102会議室

開 会

傍聴者 0名

神奈川県老人クラブ連合会 小宮委員、私立中学・高等学校協会 錦委員、神奈川県市長会 山口委員、欠席の報告。

かながわ女性会議の井上委員、神奈川県精神科病院協会の大滝委員、神奈川県司法書士会の清水委員は、遅れるとの報告。

○三木座長 皆さん、こんにちは。毎日暑い日が続いております。また西日本の豪雨で大勢の方が亡くなったり、被災されている状況でございます。改めてお悔やみ、お見舞いを申し上げたいと思います。

この自殺対策会議ですが、第23回になりました。昨年度は自殺対策大綱の改定等がございまして、自殺対策計画を作るということで、3回開催させていただきまして、神奈川県の計画もでき上がったところでございます。自殺者数につきましては、全国的には減少傾向が続いております、2万人をもうすぐ割るのではないかとこのところまで来ておりますが、まだまだ若年者の自殺など、いろいろな問題等が起こっているかと思っております。ですので、このような皆様が一堂に会して話し合える機会は非常に重要なものだと思いますので、今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

私ごとではあります、今回、日本精神神経科診療所協会の会長に就任しまして、神奈川県精神神経科診療所協会の副会長を退くことになりましたが、今年度につきましては引き続き座長を務めさせていただきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、出席の方からご挨拶をいただきたいと思ひますので、自己紹介をお願いいたします。では、佐藤委員、よろしくお願ひします。

○佐藤副座長 皆さん、こんにちは。副座長の任を仰せつかってございます連合神奈川の佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○池辺代理 神奈川県教育委員会学校支援課の副課長の池辺と申します。本日、課長が公務のため、代理で出席させていただいております。お願ひいたします。

○石黒委員 神奈川県社会福祉協議会常務理事をやっております石黒と申します。よろしくお願ひいたします。

○太田委員 神奈川県町村会の事務局長の太田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○長田代理 厚生労働省神奈川労働局健康課の長田と申します。よろしくお願ひいたします。

○小野委員 神奈川県弁護士会の弁護士の小野と申します。よろしくお願ひいたします。

○久篠代理 神奈川県警察本部の人身安全対策課の久篠と申します。どうぞよろしくお

願います。

- 重河代理 独立行政法人労働者健康安全機構神奈川産業保健総合支援センター、副所長の重河でございます。本日は所長にかわりまして出席させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 小林委員 相模原市の福祉部長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 吉川委員 川崎市の障害保健福祉部長の吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 榎本代理 横浜市の精神保健福祉推進担当課長の榎本と申します。障害福祉部長の代理で参りました。よろしくお願いいたします。
- 濱代理 神奈川県健康医療局保険医療部がん・疾病対策課長の濱でございます。本日は中澤医務監兼保健医療部長の代理で出席させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 丸山委員 神奈川新聞社の丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 松橋委員 横浜いのちの電話の松橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 深澤代理 神奈川県経営者協会の深澤と申します。畑野専務理事にかわりまして、本日出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 日野代理 横浜市立大学の日野と申します。よろしくお願いいたします。
- 馬場委員 神奈川県消防長会会長都市、川崎市消防局警防部長の馬場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 玉城代理 神奈川県医師会の理事で玉城と申します。専門は精神科でございます今日は代理出席でございます。
- 杉本代理 全国自死遺族総合支援センター代表をしております杉本と申します。いつもは副代表の鈴木が委員をさせていただいておりますが、今日は学校の授業があったので、私がかわりに出席しております。よろしくお願いいたします。
- 大滝委員 神奈川県精神科病院協会の理事の大滝と申します。遅れてすみませんでした。
- 三木座長 あと2名の方が遅れて参るということでございますが、それではこれから議事に入りたいと思います。
まず報告事項1として、かながわ自殺対策会議設置要綱の改正について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

報告事項

- 1 「かながわ自殺対策会議設置要綱の改正について」
(「資料1」に基づき、事務局から説明。)

○三木座長　ありがとうございます。特にご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは報告事項1は終了といたします。

続いて報告事項2として、平成29年県警統計データに基づく自殺者の傾向についてでございます。本日はその統計分析の結果について事務局から説明をいただき、分析状況に関して共有していただければと思います。資料2をご覧になりながら、精神保健福祉センターの山田所長よりご説明をお願いしたいと思います。それでは山田所長、よろしくお願いたします。

報告事項

2「県警統計データに基づく自殺者の傾向について」

(「資料2」に基づき、県精神保健福祉センター 山田所長 から説明。)

○三木座長　山田所長、どうもご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○佐藤副座長　いいですか。4ページ目の4区市別の減少数のグラフが上の方にありますが、先ほど説明の中で、横浜市が非常に減少したとおっしゃっていましたが、これは何か分析されたものはありますか。

○山田所長　いえ、これは今の時点では特に、何が原因ということはわかっておりません。

○佐藤副座長　ただ、数字が減ったということですか。

○山田所長　今の時点ではそういうことになってしまいますが、ただ、いろいろ思うところがこれに限らずございまして、まずは神奈川県が去年増えてしまったということで、底をつけてこれから増加に転じるのかという不安を大変覚えたわけですが、今年の5月まで毎月、警察統計は暫定値が発表されますので、それを見てみたところ、5カ月で去年よりも99人も減っているというのはかつてなかった減少幅なのです。それで、5カ月のうち去年よりも増えていた月が1カ月だけあるのですが、ほか4カ月は全て減っておりまして、全国の都道府県の比較の中でもことに5月においては、都道府県ではもう圧倒的に減り幅1位となっています。では、去年増えたことについて、これも何か特徴があるのだろうかということで、市町村別に全部見てみました。例えばどこかの特定の市や地域で増えているのか、あとは集団自殺のような事件が起こっていないのか、そういうことも念頭に入れて見てみましたが、特に去年度そういう大きな出来事はなかったと思いますし、市町村でも特にどこが特定のところが増えているということもございませんでした。それで、去年の増加と似たようなことが一昨年とその前の年で起こっているのです。これは増加することはなかったのであまり大きな話題にならなかったの

すが、この国、神奈川県の上殺率というグラフの、去年増えたのがここになります。ただ、この減り幅が非常に減っているのです。わずかに減少はしたのですが、前の年まで順調に減って、ここでもう下げ止まってしまったのではないかと一旦思ったのですが、その翌年、ここで顕著に減っているのです。それでまた今回はもう減少ではなくて増加に転じてしまったわけですが、この増加した去年の次の今年がこれ以上の角度で減っているということになるので、これを増加の原因を究明するのが的を射ているのか、あるいは減少したことの方にこそ意味があるのか、このあたりもこれから考えていかなければいけない部分だろうと思っております。

○三木座長 他にはいかがでしょうか。玉城代理。

○玉城代理 山田所長、非常にわかりやすいデーターをありがとうございます。

東京都の産婦人科医会のアンケート調査ですが、東京都の女性の自殺者の半数以上が妊産婦だと、妊娠中、出産後1年以内と言われていて、厚生労働省も非常にそれを問題にしている、妊産婦のメンタルヘルスをいかに皆で受け入れて支えていこうという今動きがあつて、神奈川県医師会でも妊産婦のメンタルヘルスケアに対応できる精神科医療機関名簿を今作っているところですが、そこで神奈川県でも妊産婦の死亡率がどれくらいなのかを調べているところですが、その妊産婦に限って、特に5ページの下のグラフを見ながら考えていただきたいのですが、20代、30代、40代の自殺されている女性の中で妊産婦がどれくらいいらっしゃるのかどうか、もし調べられたら調べていただきたいと思ひます。

○山田所長 すみません。私は今持つてはいませんが、がん・疾病対策課か精神保健福祉センターでデーターを持つている者はおひますか。ございませんか。妊産婦のメンタルヘルスケアについては、昨年度末に出ました神奈川県の自殺対策計画でも記載はしてはおります。ですので、今、玉城代理がおっしゃったことについては、うつ病対応力向上研修というものでも話題になっておりますし、それから医師会のその話題については先日も、玉城代理もおられた研修会に私も参加させていただいたところでございますので、今後注目して、そしてまた医師会のお力もお借りしながら、産婦人科と精神科の連携について力を入れていかなければいけないだろうと思ひしております。ありがとうございます。

○事務局 補足です。妊産婦に関するデーターというところですが、申し訳ございません、そのような形では取つておりませんので、データーの持ち合わせはございません。

○三木座長 かながわ女性会議の方。

○井上委員 かながわ女性会議の井上です。少し遅刻しまして申し訳ありませんでした。今のお話で、妊産婦の自殺率については統計がないということでしたが、セクシャルマイノリティの自殺率についてはいかがでしょうか。そもそも母数の確定自体が難しいとは思ひますが、一般には自殺率が高いのではないかとひことが言われております。私

自身も実感、あるいは印象として、自殺率が高いという印象を持っています。一橋大学でのアウトティングの末の自殺という、セクシャリティに関わることという意味ではやや特徴的な自殺の事件がありました。このあたりは何かデータがあるとか、あるいは研究があるとか、何かそういうことだけでも教えていただけますでしょうか。

○山田所長 申し訳ございません。それについてのデータは持っていません。そういうセクシャルマイノリティについては、実数として多くはないので、数でやると埋もれてしまいますが、ただ、そういうマイノリティの方々の中での率は恐らく相当高いのではないかという想像はできます。ですので、それについては、いの一に県で取り組めるかというところまでとてもお約束はできませんが、妊産婦のような数が多い方がどうしても先に行ってしまうということはございます。ただ、それについては重く受けとめさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの玉城代理のお話とも関連しますが、妊産婦の自殺は、私自身も恐らく他の先生もそうだと思いますが、精神科の臨床をやっていると必ず、主に産婦、産褥期の自殺に出会います。これの自殺はもう臨床経験の上でも、それは非常に率が高いということは実感として持っておりますし、これのさらに問題点は、自殺としてはカウントされないかもしれませんが、子どもさんを巻き込んで2人亡くなってしまうということが相当起こるので、これも大きな問題であると考えております。

○事務局 よろしいでしょうか。すみません。事務局でございます。

今の性的マイノリティに対する部分に関しましては、今日皆様のお手元にもお配りしてございます「かながわ自殺対策計画」の中で、86ページ、87ページあたりに性的マイノリティに対する相談支援体制ということで、現状、課題、施策ということで盛り込ませていただいております。その中で現状の方に、これは県のデータということではないのですが、平成25年の政府の自殺総合対策白書によりますと、LGBTの方、性的マイノリティの方は日本の人口の7.6%を占めると言われていまして、またそのLGBTの約3人に2人は一度は自殺を考えるとといった事態となっていることが政府の白書の中でも触れられているところでございます。またこの件に関しましては、県として、施策といたしましては、このような問題に取り組まれているNPOと協働して、適切な支援を受けられるような体制づくりとか相談事業等を進めていくということで県の計画にも盛り込ませていただいておりますので、今後このような取組みをしっかりとやらせていただければと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○三木座長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次の議題に移ります。

○山田所長 ありがとうございます。

○三木座長 続いて、議題1の「各機関における自殺対策の取組みについて」協議を行います。時間の関係で今日は5つの機関と団体と4県市からご説明いただきたいと思い

ます。報告機関におかれましては、平成29年度の取組結果と今後の予定につきまして、3分～5分くらいでご報告いただきたいと思います。

それでは司法書士会の清水委員、よろしくお願いいたします。

議 題

1 「各機関における自殺対策の取組みについて」

(「資料3、資料4」に基づき、5機関・団体及び4県市から発言後、協議。)

○清水委員　こんにちは。司法書士の清水です。仕事の関係で遅くなってしまいすみませんでした。

では、資料3の「平成29年度自殺対策に係る取組結果について」というところで、1枚めくっていただいた2ページ目に司法書士会の取組みをご紹介します。

簡単にご説明しますと、①番が司法書士会の会員向けのメンタルヘルスの対応講座です。毎年、年度内に3回ぐらい開催しています。10年ぐらいやっています。

1回目は初級編として自殺問題や自殺に関する統計などをレクチャーします。内容的には、行政機関などでも実施している自殺対策基礎研修のようなものになり、まだまだ自殺問題についての認識・知識を持っていない多くの司法書士に対して、基礎的な情報等を提供しています。2回目以降の内容は少し専門的なものになります。

特に昨年は自死遺族弁護士から弁護士の先生をお呼びして、自死遺族を取り巻く法律問題、自死遺族の方が抱える特有の問題、大家さんからの法外な請求や鉄道会社の件、過労自殺の件などをテーマに研修を行いました。これらのすべてを司法書士が業務として対応するわけではありません。例えば、「自死遺族の支援」は弁護士の方が専門的に取り組んでいるわけですが、司法書士もこのような問題についての認識・知識がないと、適切に弁護士につなぐことができません。他の問題についても同様のことが言えるのだと思います。「適切につなぐ」、「連携」などとよく言いますが、その問題について知らないと適切につなぐこともできないと思います。したがって、多様な連携のベースとして様々な知識を、広く浅くでもよいので、持っていることは必要であると思います。そのようなコンセプトのもと、司法書士の中心的業務の周辺にも枠を広げた問題をテーマとした研修を開催しています。

昨年は④番の市民公開講座（シンポジウム）を開催させていただいた関係で、①番の司法書士会員向けの研修は2回に減らして開催いたしました。

②番が今重点を置いている事業になりまして、自殺未遂者対策ということで、ベッドサイド法律相談事業です。こちらは横浜市大などの救命救急センターに搬送された方が幸い命を取りとめて、その際に、法的な問題を抱えていたことがわかった場合にはご連絡をいただいて、原則として、退院される前に最低一度はご相談をします。その場で解決まではしないながらも、退院後の筋道をつけて、ご自宅に戻られた後も支援を継続して

いきます。この支援の過程で、いろいろな専門家の皆さんや、法的な問題であっても弁護士にもつないだりしています。そして、様々な皆さんでその未遂者の方を支援していくといった事業になります。

④番のシンポジウムは昨年度限りのものになります。こちらは、自殺対策大綱の改正により、「勤務問題による自殺」と「若者（若年層）の自殺」が重点事業に加わった点を意識して、特に若者の自殺問題をどのようにして我々法律関係の人間が関わったらいいかということで、メイン講師として北村年子さんをお招きしました。それから、NHKが数年前に若者に関する自殺を3回連続で特集したことがあります（Eテレ「ハートネットTV」）、その番組のプロデューサーとディレクターの方にも、番組コンセプトや番組制作過程で見てきた若者の自殺に関する問題点などをお話いただくなどして、比較的大きめの規模のシンポジウムを行いました。会場は金沢区の横浜市大のホールをお借りして、200人ぐらいいらっしゃったので、集客的にはまずまず成功だったかなと思います。また、「若者の自殺」が問題となっていることは我々会議に出ている者や関係者にとっては当然の認識なのですが、会場に来場された方より回収したアンケートを見ると、我々の共通の言語の様にもなっている「若者の自殺問題」が、世の中の方は意外とまだまだ知らないのだなと実感します。ニュースでそのような報道（若者の自殺に関する報道）が流れても、私たちは、そういう問題に意識があるから耳に入っているだけで、世の中には実はそれほど伝わってはいないのではないかという感じがしました。ですので、若者の問題をどうするかの前に、「若者の自殺の問題があるのだ」ということを伝える方策について、もっと対策をとった方がいいのではないかと感じた次第です。今年度も、①、②に加え、③は特に9月の自殺予防キャンペーンがありますので、例年どおり協力させていただく予定であります。それ以外にも、様々な会議やシンポジウムなどに出席させていただいて、皆さんと顔の見えるおつき合いを意識して活動していく予定になっています。

以上になります。

○三木座長　　どうもありがとうございました。

続きまして神奈川県経営者協会の深澤代理、よろしくお願いたします。

○深澤代理　　神奈川県経営者協会の深澤でございます。私からは、同じく資料3の3ページ目の真ん中あたりに記載の内容を説明させていただきます。

私どもは直接、自殺対策といったテーマではセミナー等は実施していませんが、昨年度は7月に「ストレスコントロールセミナー」ということで、副題にもありますとおり、「正しいストレスコントロール方法を習得し、メンタル疾患の予防のために」という内容で、うつ病にならないため、メンタル疾患にならないため、といった予防の意味で、このようなセミナーを定例で毎年1回、この時期に実施しているものでございます。社会に出て生活をしますと、どうしてもストレスから逃れることはできないものでありま

すが、実はストレスは得体の知れないものではなくて、ストレスはどのようなものかという理解から、自分自身の考え方、意識の持ち方、なるべくメンタル疾患にならないようにするための考え方などを講師の先生から指導いただくといったセミナーを昨年度は実施いたしました。

今年度につきましては、その同じ資料の8ページ目になります。8ページ目までめくっていただいて、中ほどに経営者協会の欄がございます。今年度につきましても、昨年度と同様「ストレスコントロールセミナー」ということで、これは実は7月11日、ちょうど先週実施したばかりでございます。内容は先ほどと同じでございます。

それからもう一つ、実施時期等は未定ですが、会員企業の皆様からの希望もありまして、仮とありますが、「メンタルヘルス不調者に関わる実務的留意点」ということで、対象は企業の人事労務担当者向けに実施を予定しております。メンタル不調者に関する休職・復帰等に関わる実務、それから留意点等々についてという内容で予定してございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

○三木座長　　ありがとうございました。

続きまして神奈川県社会福祉協議会の石黒委員、よろしく申し上げます。

○石黒委員　　社会福祉協議会の石黒です。私どもは、今回の事業推進方針の重点課題は地域共生社会の実現に向けた多様な主体による活動の推進というものを挙げていまして、その事業の一つとしてボランティアや市民活動の支援を行っているわけです。本会の事業のうち、どの事業が自殺対策に係る取組みかと言われると、幅広にやっておりますので、例えばかながわ自殺対策計画の88ページにある生活困窮者の関係の事業などもやっていますが、今回はボランティアや市民活動の支援という視点から3点ほど事業を書かせていただいております。

平成29年度の取組みについては3ページの下のところですが、平成30年度、今年度の取組みについては8ページの一番下に記載してあります。まずそれを一つ一つご説明申し上げます。

まず、セルフヘルプ活動支援として、平成29年度の取組結果は記載のとおりですが、平成30年度については、ここに具体的に記載いたしましたが、3つの自死遺族のセルフヘルプ・グループがあります。さらにはアルコール依存とか薬物依存に関する相談、情報発信、活動場所の提供の支援を行っております。この活動支援については、セルフヘルプ活動の支援者の会議、ワーキンググループ、あるいはグループ同士の交流会などもやっております。

その他に、2つ目になりますが、セルフヘルプの関係では実践セミナーというものを開催しています。平成29年度はセルフヘルプ・グループに学ぶということテーマにして、それぞれのグループのリレートークなどを行って、お互いの活動を知って、今後の連携

に向けて取り組んだということです。今年度につきましても、3月になりますが、男女共同参画センター横浜と共催で実施を予定しておりまして、その活動支援の普及と当事者やこの活動の理解促進を進めてまいりたいと考えております。

3つ目に書かせていただいている事業です。これは精神保健ボランティア連絡協議会と意見とか情報交換、事業への協力をお互いに行っているわけですが、その中の一つとして、共催事業としてボランティアセミナーを開催しております。平成29年度は「障害のある方を地域で支える」ということで、相模原にある「らくく」という社会福祉法人さんの取組みということで、これをテーマにして、この精神保健に関わるボランティアとしてできることは何かとか、精神障害のある方が安心して地域で暮らすための支援のあり方について話し合いをしております。今年度は先月、もう終わってしまいましたが、2日に当事者から見たボランティアのあり方をテーマに、当事者の方々がどんなボランティアを望むかということを知り、感想やボランティアの悩み、課題について参加者同士の学びと気づきを共有する場ということで実施しております。

以上でございます。

○三木座長　ありがとうございます。続きまして全国自死遺族総合支援センターの杉本代理、よろしく申し上げます。

○杉本代理　昨年度の事業に関しては4ページに記されております。今年度に関しては9ページで、やっている事業は大体毎年同じです。一つ申し訳ないのですが、この一番上の通年行っている遺族支援、わかちあいの会で、神奈川県内は本当にあちらこちらで継続的にごく初期から遺族の方たちの集まりを開いています、すみません、藤沢市が抜けています。藤沢市でも毎月自死遺族のわかちあいを開催しているので、加えていただきたいと思っております。どれだけ対策を進めてもそれでも亡くなる方があるのだという、この厳しい現実に向き合うことはとても苦しいことです。各地で自殺対策の基本計画の策定が進んでいますが、遺族支援のところに踏み込んで理解が得られているかというところ、私はいくつかのところで参加させていただいていますが、必ずしもそうとは言えないという厳しい面を感じています。そのような中で神奈川県は本当にいろいろなところで初期から取り組んでおられて、私たちも協力させていただいていますが、ぜひ全国的にそのような流れがもっと広まってほしいと思っております。

実施した事業のうち、新しい取組みとして、認知行動療法の手法を使ったワークとわかちあいをやっています。これはご自身の思いを語り合ったり聞き合ったりすることも含めて、もう少し積極的に、苦しみ、悲しみ、いろいろな葛藤を経てどのように生きていくかというところに焦点を当てていこうということで、認知行動療法の手法を使ったワークショップで、比較的若い方たちが来てくださるようになってきました。40代ぐらいまでの方の参加が多いです。そこで最近感じたことは、わかちあいの会でもそうですが、遺族の方たちの意識が世代によってかなり違うのではないかと感じています。特にこの

1～2年だと思います。35歳ぐらいから以下の方たちは、考えてみれば20歳少しぐらいから自殺対策に何らかで触れていらっしゃる方がかなりいるということです。そうすると、全くそういうことがなかった50代、60代の方たち以上と明らかに違うのではないかと、自殺に対する考え方も以前に比べて知識が進み、自殺が悪いことだ、忌み嫌うことという意識は変化していると感じることが多くあります。それから自己責任論ということも弱いと思います。もっと広い意味で捉えている方たちが多いです。ですから、なぜ隠さなければいけないかということを若い方たちはおっしゃいます。親の世代は知られたくないという方が強いので、葛藤が生まれているというのは最近、ここ1～2年、顕著に私は感じております。

それからSNSを使った相談事業を昨年度の年度末ぐらいから、厚生労働省なども中心になってやっていて、その影響も大きいのではないかと感じています。

苦しいことというのは言葉にして表すことは難しいですが、そのような中でSNSは、表現する手段としてはかなりハードルが下がったのではないかと気がしています。実際にSNSの相談事業に関わっている方たちのお話を聞かしても、遺族の方たちがよくアプローチされています。SNSでのやりとりを経て、対面で直接出会うお話をしたい、お話を聞きたいという方たちが遺族の集いにいらしているのではないかと印象で、各地で今、とても参加する方たちが増えていきますし、いらっしゃる方たちの姿勢に積極的なものを感じます。ただ、これはデータがあるわけではなくて、私が3月ぐらいから直感的に感じていたのですが、最近は多くのスタッフの人たちも同じように感じてくれているので、そうではないかと思えます。先ほど若い方たちの自殺に対する感覚が違ふと申し上げましたが、例えば死者の尊厳、死者のプライバシー、そういうことをおっしゃる方たちも若い方たちには多いです。親世代とは明らかに違ふと思えます。一方で死ぬ権利は？という話も出てきて、これも難しいところがあると思うのですが、死ぬ権利とは一体どういうことを指すのかという、とても答えのない根源的なことだと思います。遺族との関わりで、安易な方向に流れないように気をつけなければいけないのではないかと感じております。

もう一つ、座間の事件があった後に遺族の方たちからお話があったのは、行政がやっている遺族の集まりであったり、相談事業であったりするから信頼できる、民間がやっているところはどこがいいのかわからないし、どこに行ってもいいかわからないのでという声をよく伺うことがありました。そういう意味で、行政の相談支援事業というのが地域の核のような形で、どんなに小さな活動であってもいいので、永続的に、継続的にずっと続いてほしいと感じました。

○三木座長　　どうもありがとうございます。

続きまして神奈川県警本部より久篠代理、よろしく申し上げます。

○久篠代理　　県警本部の久篠と申します。

同じ資料の5ページに、神奈川県警察本部取組みということで3点掲載させていただいております。冒頭からいろいろと資料に活用していただいている自殺統計ということですが、統計は本来、担当している部署は県警の刑事部の捜査第1課というところ、殺人事件とかそういうものを扱っているところで、検視室というものがあまして、警察が扱う死というのは、自然死でない、病院でみとられて亡くなったというようなケースでなければほぼ、変死という呼び方ですが、これを取り扱いまして、本来の目的は犯罪死の見逃しをしないということですので、自殺予防という観点から見ているということでは決してございません。ただし、取り扱う件数、それと現場に行く検視官という者がおりまして、警部の階級にある者ですが、これが専門の講習を受けまして、現場でこの犯罪かどうかということを見極めると。さらには法医学の力も借りるのですが、そういうことを経て、警察としての目的は、犯罪であるかないか、犯罪であった場合の初期捜査をするべきだということになりますので、自殺はその部分の一部という形で捉えていただければありがたいと思います。数値的な正確さにつきましては、ほぼ全県、そのように臨場しておりますし、データ的にもいろいろと分析の仕方が、1件当たりについてかなりいろいろな切り口で分析しますので、信頼の置ける数字になるかということですので、こちらの会議でも活用いただいておりますし、各行政機関からも提供を求められた場合には引き続き提供していきたいということで考えております。

それから2番目の項目で、自殺の恐れのある行方不明者の発見ということになります。これは、行方不明の事案は私が今、所属しております人身安全対策課というところで取り扱っております、昨年中、平成29年中、行方不明者は総数で約5,000件ですが、これは分類の仕方がかっちりとしているというわけではなく、曖昧な部分もありますが、行方不明になるに当たって自殺をほのめかすようなことがあった場合に、自殺企図者という形でカウントすることになっておりまして、その数が5,000件のうちの約1割、500件ぐらいでございます。その500件の皆さんの大半は、約9割ですが、無事に発見されているということで、自殺という言葉をお口にしたり、あるいはメモに残したという方が本当にお亡くなりになることは約1割でございます。しかしそれも大変な数でございますので、特異行方不明という制度がございます。通常、行方不明の届け出というのは本当に家出とか、原因がはっきりしていると言うと言い方は変ですが、そういう場合は通常の警察活動、職務質問とか、そういう活動の中で手配だけをしておきまして、警察活動の網に入ってくればということですが、このように自殺のほのめかしがあった場合は特異行方不明という形で、積極的にこちらから探しに行くという活動をするようになります。手の内を言うのも何ですが、携帯電話の位置は去年の座間の事件でもたびたび出ておりますが、特異行方不明になるとそういう手続きをとるほか、いろいろな足取り捜査もできますし、一般に、皆様ご承知ですか、警察犬というものがございまして、警察犬も犯人追跡ということばかりではございませんで、行方不明の方を探す場合にも条件

がよければ活用することができますので、そのような発見活動をしているというのが現状でございます。

あと、高さがある構造物では、ついついこういう心境になられた方は飛び降りてしまおうかという気持ちになるようなことがございます。これにつきましては、発見した場合には、未遂というか、飛び降りようとして迷っているような人を警察が発見し保護した場合は、横浜市さん作成の案内チラシを活用させていただきまして、自殺の未然防止に努めているところでございます。

それと少し余談になりますが、私の個人的な体験ですが、今の所属に来る前はもともと刑事部で刑事をしていました。刑事になってすぐの頃ですが、保土ヶ谷警察署というところで、刑事の中でも強行犯係という、先ほど申し上げた変死体を扱うところですが、このときはJRの保土ヶ谷駅で、60代ぐらいの女性ですが、横須賀線に飛び込んでしまったのです。ところが全く無傷で、奇跡的に一つもけがをしないで無事救出されたということがありました。その方は本当に行ったときには呆然としている感じではあるのですが、非常に淡々としているイメージがありまして、自殺の動機をお聞きしたところ、大学生の息子さんの進路に悩んでいたということをお話しになって、そのとき私もその方に、せっかくこのように助かった命なのだから大事にしなければいけないのではないのということをいろいろとお話ししました。ところが、これは今でいえばもうこういう会議に参加する資格のないような話かもしれません。私はそのような話をさせてもらったのですが、数日後にもう一度同じように飛び込みをしてしまいまして亡くなってしまったということがありまして、私もだいぶ前のことですが、うつになっていらしたのだらうと思いますが、救える命が救えなかったのかということを考えますと、思い出に残る取り扱いでございました。

本題に戻りまして、資料の3番目に記載してございます、インターネット上の自殺予告事案認知時の必要な措置ということでございます。これは先ほどお話に出た座間の事件も確かにインターネット利用のところがございますが、5日ほど前ですが、東京の江戸川区で集団自殺というものが報道されております。5人の男女が自殺していたということで、これのきっかけがツイッターを見た女性の方が受け持ちの、三崎警察というところですが、そちらに連絡して、自殺する人が集まっているような書き込みがあるということで、警視庁の小松川警察が受け持ちだったのですが、そちらに連絡して、現場に行くと、このような事態が発覚したということでございます。インターネットの書き込みは、警察の方でサイバーパトロールというものもいろいろとやっていますが、これは主に犯罪情報を探しておりまして、自殺の書き込みそのものということですぐに対応できるかという、それは難しいところです。民間というか、公共機関ですが、インターネット上の有害情報を探す専門機関がございまして、そういうところからの通報が、当県警にはサイバー犯罪対策課というところがございまして、そちらに通報があつて、また

こちらに担当が回ってくる場合がございます。ネット上の書き込みにつきましては、主には自殺対策というよりも、警察では殺害予告とかそういうものには非常に対応を急がなければいけないということもありますが、座間の事件など特異な事件もありますし、今申し上げた小松川警察の事案などもありますので、通報があった際、できるだけ対応をとろうということです。ただ、この書き込みが、プロバイダーに紹介してその書き込み者がわかればいいのですが、これが海外経由とか、行き着かないケースもかなりございます。ただ、できるだけ対応はするということで、県警としてもこちらのネット上の問題は非常に今、比重が大きくなっているということでございまして、これからますますそのような事案が増えていくのかなというところで、対応もいろいろと考えていかなければいけないところかと思っております。以上でございます。

- 三木座長　ありがとうございます。確かにネットとかSNSを使って、先ほどもあったような相談もできますが、そのような犯罪に使われてしまうとか、そういう呼びかけなども簡単にできてしまうところもあるので、これは諸刃の剣というか、使い方によっては非常に危険にもなるし、うまく使えば入りやすいところもあるかと思っております。これは非常に重要な問題だと思っておりますので、また後でもう少し議論させていただきたいと思っております。

続いて4区市から取組みをご報告いただきたいと思います。まず神奈川県の大代理からよろしくお願いします。

- 大代理　神奈川県がん・疾病対策課長の濱です。よろしくお願いいたします。

資料4をご覧ください。1段目に神奈川県平成29年度の自殺対策に係る取組結果をまとめております。事業といたしましては11本ございます。この中から主な事項をご報告させていただきます。

まず1つ目の「かながわ自殺対策計画」の策定、これは今年3月に策定しております。この会議でも貴重なご意見をいただきまして策定することができました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

2つ目、地域自殺対策強化交付金事業でございます。これは県、市町村、民間団体が行う事業であります。重点的取組みとしまして自殺未遂者支援事業と若者向けの自殺対策がございます。またその他にも人材養成事業やハイリスク地支援など、これは国の交付金を活用した、地域の実情に応じた事業というものに行っていました。イにゲートキーパーのことも記載しておりますが、⑤のゲートキーパー養成研修事業、これは昨年度、国際医療福祉大学でゲートキーパー養成研修を行いまして、98名の方に受講していただいたということでございます。

6番目の普及啓発講演会は、昨年度は厚木市で街頭キャンペーン及び講演会を実施し、また小田急電鉄で運行情報ディスプレイ等で普及啓発を実施してまいりました。

8番目、ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組みの実施に関しましては、「地域

自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催するとともに、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施しております。

最後に11番目、これは新規ということで、話題にも今出ましたが、特に若者に対する自殺対策の一環としまして、ツイッターで自殺をほのめかす、願望をほのめかすような投稿、検索があった方に対して、専門的な相談窓口につなぐ取組みを、3月の1カ月間、自殺対策強化月間に合わせて試行的に実施しました。実績といたしましては、つぶやいた方に対して、ツイッターに広告画面が出ます。その表示回数が約66万3000回表示されたということです。さらに専門的な相談窓口一覧へリンクする、そのクリックができるようになっていますが、約2,600回クリックされたということでもあります。今回のこの試行結果を踏まえまして、今年度の施策にも生かしていきたいと考えております。おめくりいただきまして、平成30年度、本年度の事業を1欄目に記載しております。

1番目のかながわ自殺対策計画は、計画の進捗状況や目標の達成状況につきまして協議し、PDCAサイクルを活用した点検・評価等を運用していく予定でございます。

②の地域自殺対策強化交付金事業、本年度、市町村で自殺対策計画を策定することになっておりますので、③のかながわ自殺対策推進センター事業等でもこの策定に当たって丁寧なきめ細やかな支援を行っていくということで予定しております。

④は、先ほどもご発言いただきましたように、自死遺族の集いを隔月で実施していく予定でございます。

また、普及啓発も、今年度は小田原市で行う予定にしております。

最後に、ICTを活用した若年者支援の検討、こちらも昨年度の試行の結果を踏まえまして、SNSを活用した若年者支援について相談支援体制づくりを研究・検討していくということで予定しております。

他の事業につきましても従来どおり実施していく予定でございます。

県の取組みは以上です。ありがとうございます。

○三木座長　　続きまして横浜市の榎本代理、よろしく申し上げます。

○榎本代理　　横浜市でございます。では、平成29年度の資料4の面にお戻りいただけますか。上から2列目が横浜市になっております。①から⑦までありますが、いくつかかいつまんでご紹介させていただきます。

まず、①の普及啓発事業の実施でございます。普及啓発事業としまして、街頭キャンペーンを実施したほか、こころの健康相談センターと横浜市立大学の共催によって依存症に関する講演会を市民向けに開催したところでございます。

続いて、1つ飛ばして③でございますが、自殺未遂者の再発防止事業についてです。従来から、今日、日野委員にもご出席していただいておりますが、市立大学さんにもご協力いただいております。救急救命センターにおける支援を行っております。それに加えまして、二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対する支援についても実施した

ところがございます。

少し飛びまして、⑦を見ていただけますでしょうか。若者層の自殺対策に資する人材の育成として、大学の教員や職員向けの研修を市内大学と共同により開催させていただいております。こちらにつきましては本会議の地域部会である、よこはま自殺対策ネットワーク協議会の中でも若者層の対策についてご意見をいただきながら検討を進めた取り組みになっております。

すみません。裏面を見ていただけますでしょうか。平成30年度、今年度の取り組みについてご紹介させていただきます。こちらの2列目の横浜市のところを見ていただければと思いますが、大きく変わることなく継続して実施しているところがございますが、例えば①の普及啓発事業でございます。こちらにつきましては、10月2日に開催予定ですが、昨年度同様、こころの健康相談センターと市立大学の共催ということで進めておりますが、今年度のタイトル、仮となっておりますが、「「やめられない若者」の支援と自殺対策「～酒、たばこ、ギャンブル、ゲームの問題を考える～」」といったタイトルで行う予定になっております。後ほど資料でも出てきますので、そちらを見ていただければと思います。後援名義の方もお願いさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

飛びまして、⑦でございます。神奈川県計画や他の都市の計画が資料に出ておりますが、横浜市はもともと計画を策定しておりませんでしたので、国の大綱とか県計画を踏まえまして、今年度策定に向けて進めているところがございます。検討に当たっては「横浜市自殺対策計画策定検討会」というものを、本日参加していただいているメンバーの方もいらっしゃいますが、新たに検討会を開催しまして、委員の方からご意見をいただきながら現在、策定に向けて鋭意進めているところがございます。

横浜市からの報告は以上になります。

○三木座長　続きまして川崎市の吉川委員、よろしく申し上げます。

○吉川委員　それでは川崎市の取り組みについてご説明させていただきます。

平成29年につきましては、川崎市自殺対策総合推進計画の第1次計画の最終年度でございました。①、③、⑤、⑥につきましては、セミナーや研修、普及啓発事業等を資料のとおり実施、開催しております。

②につきましては市内在住の18歳以上の男女3,500人を無作為抽出の上、実施いたしました。質問項目といたしましては、心の健康への関心度や、ストレスの解消法等を設定し、回答をいただいたところがございます。

④の自死遺族支援につきましては、他都市と同様、大切な人を自死で亡くされた方を対象にわかちあいの会を継続開催しております。

⑦につきましては、市内3次救急医療機関及び消防局と連携し、「自損事故救急搬送事例調査」を実施しまして、調査報告書を作成いたしました。そこで明らかになった地域

での支援の連携について、今年度は取り組んでいきたいと考えております。

⑧につきましては、3つの会議体を用いまして、様々なご意見をいただきながら、平成30年4月からの第2次計画の策定を行っております。

続きまして、次ページの平成30年度の取組みでございますが、本日もお諮りさせていただいております、昨年度末に策定いたしました第2次川崎市自殺対策総合推進計画に基づき、各事業を行ってまいりたいと考えてございます。

特に⑥につきましては、昨年度実施いたしました「自損事故救急搬送事例調査」での課題について川崎市中部の3区をモデル地区といたしまして、3次救急医療機関と行政機関等が連携し、自殺未遂者への地域支援連携モデル構築事業を開始しております。

また、⑦の推進体制整備につきましては、庁内連携会議の構成を全庁に拡大しまして、「地域連携会議」及び「自殺対策評価委員会」とあわせまして取組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三木座長　続きまして相模原市の小林委員、よろしく申し上げます。

○小林委員　相模原市の主な取組みについてご説明いたします。資料4にお戻りいただきまして、一番下でございます。

まず、平成29年度の取組結果でございます。①の普及啓発事業の実施でございますが、自殺対策の取組みの相互協力に関する協定を締結しております。スポーツ団体等に参加していただき、自殺対策街頭キャンペーンを4区市協調で9月11日に実施したほか、3月には路線が乗り入れし、通勤や生活圏が近く本市と隣接している町田市と合同で街頭キャンペーンを実施いたしました。

②～⑦の事業につきまして、資料のとおり実施したものでございます。

また、備考に記載しておりますが、平成29年度はこれまでの計画の取組みを評価いたしまして、その結果を踏まえ、平成30年度から34年度までを計画期間とする第2次計画を策定したところでございます。

次に平成30年度の主な取組予定でございます。

①の推進体制の整備でございますが、相模原市自殺対策協議会、及び庁内56の部署等で構成いたします自殺対策庁内会議において、第2次計画に基づく取組みの実施状況を把握し、計画の進行管理を行ってまいります。②の普及啓発事業の実施では、エフエムさがみのラジオ放送において、若者とコミュニケーションをテーマとした自殺対策強化月間特別番組を放送いたします。また、9月の強化月間に先立ちまして、悩みを抱えたときの相談窓口を掲載したリーフレットなどを夏休み期間中の子どもたちにも手にしてもらえよう、8月中から市内図書館に自殺対策啓発コーナーを設置してまいります。

③の人材育成ですが、児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修は、市内小中学校の教職員を対象に、児童・生徒によるリストカットなどの自傷行為への理解を深めることに

より適切で速やかな対応を図ることを目的に平成25年度から実施しております。なお、この研修は、教育委員会におきまして、平成29年度から全校必修の研修に位置づけております。引き続き教育機関と連携を図り、若年層の自殺対策の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

相模原市の取組みについては以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ただいま平成29年度の取組結果と平成30年度の予定についてご説明いただきましたが、何かご質問とかご意見等ございますか。いかがでしょうか。

では、県警の方でいろいろな対策をさせていただいているのが非常に心強いとは思いますが、行方不明の方のご相談を患者さんの方から受けたりすると、警察に相談したけれど、大人だからとか、そのように言ってあまり深刻に取り上げてくれないというようなことも伺います。実際難しい面もあるだろうとは思いますが、その点いかがでしょうか。

○久篠代理 神奈川県警も1万7000人ぐらいおりますので、いろいろな者がいると思います。その担当者ごとということと言い訳にはなりません、まず基本は、対応する相手の気持ちになって対応しなさいというのはどんな場面でも言われることとございます。それと行方不明者の発見ということと言いますと、先ほど申し上げた特異行方不明という場合はこちらから積極的に探しに行くことになります。

○三木座長 特異という場合の定義とは何かありますか。

○久篠代理 これは分類がございまして、自殺を企図する方、あるいは認知症などで自救無能力の方、あるいは何らかの事故に巻き込まれた可能性、犯罪の被害者になっているとか、そういう可能性があるというような項目が6つぐらいございます。そういうものに分類した場合には積極的に、捜査活動と同じぐらいの活動で発見に努めることになります。それ以外の、冒頭申し上げた一般の家出とかそういうことに関しては、名前と生年月日で登録するのですが、それで全国端末で登録しておきまして、全国どこへ行っても職務質問をしたときにお名前を聞いて、それを照会するとヒットするという形になります。

○三木座長 GPSを使った捜査が認められる場合と認められないときとあると思いますが、特異行方不明であれば認められるということでしょうか。

○久篠代理 GPSの装置をつけるのが違法だということですから…

○三木座長 携帯電話とかの位置情報であれば問題ないということですか。

○久篠代理 はい。それとご家族にご協力をお願いして、電話機を失くしたときにそれを発見するサービスなどをやってもらったりすることもあります。あとは座間の事件と同じように位置情報で、非常に広範囲になってしまいましたが、どこのアンテナが電波を拾っているかを調べてもらったりというようなこととさせていただきます。

○三木座長 そういう点、活用できると非常に力強いことだと思います。

他にいかがでしょうか。では、太田委員。

○太田委員 神奈川県の実践のところで、確認したいなことです。平成29年度の一
番下の⑩で、ツイッターを活用した自殺対策相談窓口への誘導強化事業、試行となっ
ていて、平成30年度のところで、⑪で、ICTを活用した若者支援検討と。これの係
りとか、平成29年のときには3月の月間のときに試行的に行って、それは座間の事
件なども受けてということだと思いますが、それが平成30年度はICTを活用した支
援の検討にどのようにつながったのかというところを教えてください。

○濱代理 平成29年度は試行的に3月の1カ月間だけツイッターを使ってやっています。
その結果も分析しているところではあり、現時点で、ICTと書いていますが、どの
ようなSNSでやるかも含めて今、検討中という状況です。

○太田委員 わかりました。ICTというか、先ほどもお話がありましたが、ツイッ
ターの使い方みたいな、防ぐ方でも使えるし、そういう願望者が集まってしまう使
われ方もあるというか、いろいろな面があって、若い人たちはツイッターに限らず
そのようなものを通じて、いろいろなところから情報をとったり発信したりしてい
くと思います。ですので、ICTを活用した若者支援を検討されるのであれば、今の
若い人たちが何を手段にして、どのように自分の行動を決めていくというか、その
辺を一緒に検討していただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それではお時間でもございますので、続いて議題2の「かながわ自殺対策会議の取
組みについて」協議を行いたいと思います。(1)から(3)まで、まず事務局からご
説明をお願いしたいと思います。

議 題

- 2「かながわ自殺対策会議の取組みについて (1)街頭キャンペーン (2)出前講座
(3)後援名義使用」
(「資料5、資料6、資料7」に基づき、事務局から説明。)

○三木座長 ありがとうございます。では、まず街頭キャンペーンにつきまして、今
年度は9月10日(月)にこの4カ所で行うということよろしいでしょうか。

○吉川委員 すみません。資料5の川崎市記載部分に誤りがありますので、訂正させ
ていただきます。昨年度の街頭キャンペーンの実績の方ですが、9月11日の15時
～16時と書いてございますが、実際は16時～17時の実施でございます。同じく
平成30年度の予定につきましても、15時～16時になっておりますが、16時～17
時の誤りですので、訂正いただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

○三木座長　　どうでしょうか。ご意見等ございますか。これは毎年行っていることでございますので、よろしいかと思えます。では、ご承認ということでもよろしいでしょうか。続きまして出前講座の方ですが、昨年度これだけの回数が行われているということで、かなり参考になったというご意見も多いと思えます。実際にこの内容を見ていると、教職員だけではなくて、生徒さんや保護者の方を対象にしているところもあるようですが、これも学校現場にこのような講義なり実施をしていただくことは非常に重要な点かと思えますので、引き続き行っていただきたいと思えます。

それと、行事を決める関係上、周知を早くしていただくということでやってきておりますが、これもよろしいでしょうか。

では、玉城代理。

○玉城代理　　神奈川県医師会の玉城ですが、アンケートの結果を見ていて、神奈川県、横浜市、川崎市は非常に参考になった、やや参考になったという、話の内容が非常にためになったとわかりますが、相模原市に関してほとんど参考にならなかった、全く参考にならなかったと少しはすに構えている回答があって、どういう講義だったのかと。最後のページを見ていたのですが、相模原市の講師は、市から頼まれて講演していると思うのですが、少し万人受けしない内容ではないかと、かなりマニアックな内容で話しているのかという印象があります。毎年ずっと同じ講師にやってもらっているのですか。

○事務局　　相模原市精神保健福祉センターの落合と申します。

児童精神科がご専門で、臨床経験も豊富な先生に、日程の都合がつく限りはお願いしております。事前の打ち合わせ等において、出前講座を希望している学校側がお聞きになりたい内容についても確認した上で、当日、講演していただいております。講師の先生は、お話の内容にもバリエーションをお持ちでいらっしゃる、対象に合わせたお話をいただいております。私どもとしては好評と受けとめております。しかし、アンケート結果を見ますと、もう少し事前の打ち合わせに工夫があるかもしれません。受け手側のニーズをこちらも十分に把握して、講師側にフィードバックできるように、留意しながらやっていきたいと思っております。

○玉城代理　　変な質問をしてしまってすみません。

○三木座長　　では、清水委員はいかがでしょう。

○清水委員　　司法書士の清水です。実は今ご質問されたところと同じで、アンケート結果のところですが、相模原市に限定したものではないのですが、アンケート結果全体として、「ほとんど参考にならなかった」と「全く参考にならなかった」というところの数字が気になりました。「ほとんど参考にならなかった」と「全く参考にならなかった」が42件あり、1,234人で割ると3.4%です。その数字が多いのか少ないのかわかりませんが、私個人ここ10年、自殺問題・メンタルヘルスなどの活動をしてきた感想からしますと、行政が開催する自殺対策基礎講座なども、仮に毎回同じ内容、同じ講師だとしても、

その講座を繰り返し受講して参考にならなかったという記憶は全くないのです。その他シンポジウムであったり、このような会議であったり、「自殺」という重大な問題に関する活動において参考にならなかったものはいまだに経験したことはありません。必ず新たな発見や認識の深まりなどの効果を実感するものです。したがって、「参考にならない」という回答が「3.4%」あること自体が気になります。

加えて「やや参考になった」というところも含めると280件で22%ですが、私がもしこの分野に関する講座を受けてアンケートを書く場合、ややというところにも印をしない、非常に参考になったというところにしか印をしたことはありません。資料によると、受講されている方は先生ばかりではないみたいですし、回答の仕方、受講者により微妙な違いが出るのかもしれませんが、また、職業も違うので一概には言えません。

ですが、このアンケート結果より見えてくることは、講義内容や講師選定等に問題があるのか否かということではなくて、受講する側の意識の問題もあるのではないだろうかということです。いずれにしても280名の方は、「完璧に」参考になったわけではないということですから、そのまましばらく受講しないということではまずいのではないかと思います。「参考にならなかった」と回答した人は、参考にならないままで本当に大丈夫なのかと思うのです。アンケートに名前を書くわけではないですから難しいとは思いますが、フォローなりケアなり対策なりを打った方がいいのではないかなと思ったところです。

以上です。

- 三木座長　ありがとうございます。これは難しい問題でもあるわけですが、アンケートというのはいろいろな意見がございますので、もちろん改善するところは改善していくべきでしょうし、講師の先生も少し偏っているのかなというところもあって、頼みやすい先生にお願いしているということもあるのかもしれませんが、その辺も含めて検討していただきたいとは思いますが、アンケート結果は重要ですので、もちろん全部が非常に参考になったになればいいのですが、いろいろな意見があるのは確かかと思いますが、その辺を少し考慮していただいて、また内容等、すり合わせをよくしていただければと思います。では、よろしいでしょうか。

お時間もございますので、続いて（4）に入ります。今後の地域部会の報告と実施予定です。では、県からよろしいでしょうか。

- 事務局　申し訳ございません。もう一つ、今の資料7の後援名義の点についても皆様にご承諾いただければと思います。

- 三木座長　すみません。後援名義につきましては、毎年、大体同じでございますが、いかがでしょうか。後援名義の使用についてはよろしいでしょうか。では、ご承認ということでよろしくお願いたします。

- 事務局　ありがとうございます。

○三木座長　　では、地域部会のご報告をよろしくお願いたします。

議　題

2「かながわ自殺対策会議の取組みについて　（４）地域部会」

（「資料8」に基づき、事務局から説明。）

○三木座長　　ありがとうございます。4 県市の実施状況及び予定につきまして、何かご質問等ございますか。では、よろしいでしょうか。

続きまして、平成29年度のゲートキーパー養成状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

その他

（「資料9」に基づき、事務局から説明。）

○三木座長　　ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

フォローアップ研修というのは、基本的には一度受けた方にまた受けていただくものでしょうか。

では、玉城代理。

○玉城代理　　このデータを見て、毎年1万人以上ゲートキーパーを作っていることを初めて知りました。すごいと思います。うつ病の患者さんは笑わない、表情が硬い、声が小さくなった、食欲が落ちている、夜眠れていないということで、何となく共感してすぐわかるのですが、そういうときに家族に言うわけにもいかないし、本人に言うわけにもいかないし、大体どこでゲートキーパーの人たちの意見を吸い上げるのでしょうか。それはその講義の中で、どうしなさいとか、いろいろと指示は出されているのですか。

○事務局　　ゲートキーパー研修の中で演習などを盛り込みまして、そのような具体的な話の傾聴、聞き方とか、そのようなことを入れております。

あと、先ほどのフォローアップのことですが、ここにフォローアップ研修ということで数を挙げていますが、これはフォローアップを市町村の方が計上してくればフォローアップということで私たちは入れていますので、正確に何をどうやればフォローアップということを決めているわけではありません。ただ、一度受けた方がその後また次に、資質向上という形の研修ですので、私たちがつかんでいるものとしては、危機介入のスキルアップのワークショップを開催しているところとか、あと地域の専門職の方々と合同チームで懇談会形式で事例検討をしているところもあるようです。あと、養成研修を二度、三度受けられる方もおられるみたいで、そのような方はフォローアップ研修という

形で計上はしていなくて、そのまま養成研修の中に計上したりしている数も含まれるかとも思っていますが、そのあたり、こちらで厳密に言っているわけではありません。ただ、先ほども話が出たように、同じ研修を二度、三度受けることも、受けられる方のそのときのいろいろな周囲の状況とか、あともう一度習ったことを確認するとか、そのようなことで大変意味のあることだと思っていますので、それは内容どうこうよりも、フォローアップ研修かと私たちは捉えています。

○三木座長　ありがとうございます。もう時間も押しておりますので、全体を通して何かご質問、ご意見はありますか。大滝委員、どうぞ。

○大滝委員　精神科病院協会の大滝と申します。先ほど4県市のいろいろな試みについてお話を伺いましたが、どこも同じようにやっていたらっしゃると、どこも同じようにとは同じように頑張っていたらっしゃったのですが、にもかかわらず横浜市がこれだけ減ったということをすごく私は意識してしまうのです。これは非常に難しいとは思いますが、何か原因というか、分析できれば非常に大きなヒントがあるのではないかと考えています。もっとも私が関わっている横須賀市も実は増えてしまったので、こういうところで発言する資格はないのですが、ぜひ横浜市に教えてもらいたいという思いで聞いてみました。

○三木座長　ありがとうございます。昨年度に関してはいろいろな分析があるかと思いますが、どうですか。まだ検討していただいているところでしょうか。

○榎本代理　ご意見ありがとうございます。先ほど資料の中でも説明がありましたが、横浜市の方もここ数年、減少傾向になっていて、ただ昨年については他の県や市の方が減少率とか減少が伸びているところで、うちが一番伸びが低いところもありましたので、一概には言えないところがあるかと思いますが、これまでいろいろな、例えば普及啓発とか、自死遺族の集いも、杉本さんにも出席いただいて継続しておりますが、取組み、あと救急救命での取組みについても進めているところです。直接減少に結びついているとの分析はしづらいところもありますが、我々もそのようなところは探っていく中で、何か傾向等が見えてきたらまたこのような場でご報告させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○大滝委員　私の意見でもないですが、感想として、もしかすると横浜市立大学の総合医療センターが、精神医療センターが救命救急をずっとやってきたことがこのような成果につながっているのかという印象は持ちましたが、これもわかりません。

○榎本代理　今日、ご紹介はなかったのですが、資料3のところで市立大学にやっていたらいている取組みもたしか載せていただいておりますので、そのようなところは非常に我々も効果があると考えているところで、今後もぜひとも続けていきたいと考えております。

○大滝委員　もしそれであれば、横浜市大にぜひ県域全体に協力していただければと思

いますので、よろしくお願ひします。

○三木座長　　よろしくお願ひいたします。それでは時間になりましたので、本日予定していた議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

○事務局　　三木座長、委員の皆様、ご協議いただきましてまことにありがとうございます。

それでは最後に事務連絡をお伝えいたします。次回、第24回かながわ自殺対策会議につきましては、来年2月頃の開催を予定しております。かながわ自殺対策計画の進捗状況とか目標の達成状況について協議を行っていただく予定です。日程につきましては、また事務局からお声がけをさせていただきますので、ご多忙のところ恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

それでは皆様、大変お疲れさまでした。気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。